

川内原発・審査書案に対する意見

全国保険医団体連合会
公害環境対策部長 野本 哲夫

1、「科学的・技術的意見」への限定は問題

まず、審査書案に対するパブリックコメントの募集を、「科学的・技術的意見」に限定したことは問題である。原発再稼働につながる可能性のある「審査書」案については、一部の専門家しか発言できないような内容ではなく、原発再稼働を含めた幅広い意見を募集すべきである。

「原子力規制委員会が安全と認めた原発は動かす」と安倍首相は明言しているが、原子力規制委員会の田中俊一委員長は「安全」について言及していない。従って、原発を動かす根拠としては使わないように進言すべきである。

2、新規制基準は安全基準、審査基準として不十分

福島第一原発事故の全容は未だ解明されておらず、原電事故に対する根本的な安全策は依然として確立されていない。新規制基準は、福島第一原発事故原因のほんの一部に対しての対策しか盛り込んでおらず、現時点における安全基準としての科学性を備えていない。

欧州加圧水型原子炉の安全設備と比較してみても、①安全上重要な設備の多重性が独立4系統に対して2系統しかない、②原子炉压力容器外に流出した熔融炉心を格納容器内に貯留するコアキャッチャーの設置が求められていない、③大型商用航空機の衝突に耐え、設計圧力を高めた二重構造の格納容器の設置が必要ないなど、審査基準として不十分である。

また、加圧水型原子炉は水位が測定できず、空だきの有無が分からない設計になっている。美浜原発での空だきさわぎの事故時にも水位が「0センチ」かどうか判断できずにいた。安全上、水位測定不能への対応や限界水位が低下した際の注水等の対策が不十分である。

3、事故が起きた際の住民の安全が確保されていない

福島第一原発事故の教訓をふまえ、万が一事故が起きたときの避難計画の策定が住民の安全性確保のために不可欠である。しかし、地域防災計画や避難計画については自治体まかせで、規制基準には位置づけられていない。福島第一原発事故後、重点対象区域に指定された30キロ圏内の要援護者の避難計画策定は見通しも立っていない。規制委員会の審査は、計画の不備や実効性を検証することなく進められたもので、事故が起きた際の住民の安全が確保されていない。

4、耐震設計の目安となる基準地震動が低すぎる

耐震設計の目安となる基準地震動を最大 620cm/s² (620 ガル) としているが、2007 年の中越沖地震で東京電力・柏崎刈羽原発 1 号機は 1699 ガルを経験している。地域ごとに基準地震動を設定することよりも、これまでに日本近郊で起きた最大地震動を少なくとも基準地震動とすることが、想定外の事態を避けるために重要である。川内原発地域における基準地震動は低すぎる。

5、巨大噴火のリスクが高く、重大な事故につながる可能性

審査書案は、「本発電所の運用期間中に設計対応不可能な火山事象によって、本発電所の安全性に影響を及ぼす可能性について、十分小さいとしていることは妥当であると判断した」とし、モニタリングや火山事象評価についても基準に適合しているとしている。

しかし、火山噴火予知連絡会会長の藤井敏嗣東大名誉教授が、「巨大噴火を観測したことがない。どのくらいの前兆現象が起きるか誰も知らない」と指摘しているように、「妥当と判断」する根拠がなく、周囲に多数のカルデラを抱える川内原発の安全性は確認されていない。川内原発の周辺には、火山が集中し巨大噴火のリスクが最も高いとされるなど、重大な事故につながる可能性がある。

6、事故時に拠点となるオフサイトセンターが未だに未整備

事故時に情報を集め避難指示などの拠点になるオフサイトセンター、「フィルター付きベント」の設置が猶予されたまま、未だに整備できていない。

7、法的にも認められない運転再開

関西電力・大飯原発の安全性をめぐる裁判で、福井地裁は 5 月、福島第一原発事故により原発の危険性及びそのもたらす被害の大きさが明らかになったと述べ、原発の持つ本質的な危険性に言及、その上で、憲法上の権利である人格権を保障する立場から運転再開を認めない判決を言い渡した。川内原発の運転再開は、人格権を保障する立場から、法的にも認められるものではない。